

地方公共団体における個人情報保護制度の実態把握

1 山梨県個人情報保護条例の概要

〈制定等の状況〉

当初制定：平成 5 年 3 月 26 日公布 平成 5 年 10 月 1 日施行

全部改正：平成 17 年 3 月 28 日公布 平成 17 年 4 月 1 日施行

（最近の改正状況）

- ・ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う諸規定の整理（H27 年 2 月議会）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に鑑みた特定個人情報の利用の制限等の改正（H27 年 9 月議会）
- ・ 個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う当該法令の条項を引用する規定の整理（H27 年 12 月議会）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う情報提供等記録に関する規定の改正（H29 年 2 月議会）
- ・ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の一部改正に鑑みた個人情報の定義等についての改正（H29 年 9 月議会）〔平成 29 年 10 月 20 日公布 平成 30 年 4 月 1 日施行〕

〈目的〉

- ・ 県の機関等が保有する個人情報の開示・訂正・利用停止を求める権利に関する必要事項
 - ・ 県の機関等における個人情報の適正な取扱いに関する必要事項
 - ・ 事業者の個人情報の取扱いに係る県の役割
- ⇒上記について定めることをもって、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する

〈実施機関〉

知事部局、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、警察本部長、
県設立の独立行政法人

（1）規定内容

〈個人情報等の定義・範囲〉

○個人情報

個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（生存者に限らない）
一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する個人識別符号を除く。））により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

二 行政機関個人情報保護法第二条第三項に規定する個人識別符号が含まれるもの

○要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報

〈実施機関の取扱い義務〉 ※は個人情報保護審議会の意見聴取による例外あり

○保有の制限

- ・利用目的の特定義務
- ・利用目的達成に必要な範囲を超えた保有の禁止

○取得の制限

- ・適正かつ公正な手段による取得義務
- ・要配慮個人情報の原則取得禁止（※）
- ・本人からの原則取得義務（※）

○利用目的の明示

- ・取得時に原則利用目的の明示義務

○正確性の確保努力

○安全確保の措置義務（受託業務、指定管理業務に準用）

○従事者の義務

- ・不当目的の利用等の禁止

○利用・提供の制限

利用目的外の利用及び第三者提供の原則禁止（※）

（例外）①本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

②実施機関の事務遂行に必要な限度で内部利用する場合に相当な理由のあるとき。

③他の実施機関、国、独法等、他の地方公共団体等に提供する場合に相当な理由のあるとき。

④専ら統計作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

⑤本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。

⑥犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に係る事務遂行のため提供することに特別の理由のあるとき。

⑦前各号に掲げる場合のほか、山梨県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由のあるとき。（別紙2参照）

○オンライン結合による提供の制限

- ・オンライン結合による提供の原則禁止
- ・オンライン結合開始前に個人情報保護審議会の意見聴取義務

○個人情報取扱事務の開始等に関する規定（個人情報取扱事務登録簿の整備義務（※））

- ・保有個人情報（概ね50人以上）を含む個人情報ファイルを取り扱う事務が対象

- ・登録簿を一般の閲覧に供する義務、登録状況を個人情報保護審議会に報告義務

〈開示・訂正・利用停止請求権〉

○開示請求

- ・未成年者又は成年被後見人の法定代理人による請求可（以下の訂正請求、利用停止請求の場合も同様） ※近年は、任意代理人からの請求を求める声がある。
- ・不開示情報を除き、原則開示
- ・開示請求があった日から 15 日以内に開示決定（15 日以内の延長及び特例延長可）
- ・口頭による開示請求の場合の特例あり（採用試験結果、入学試験結果等）

○訂正請求

- ・開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の訂正請求（開示前置）
- ・開示を受けた日から 90 日以内に請求義務

○利用停止請求

- ・開示を受けた日から 90 日以内に請求義務

〈事業者の取扱いに関する規定〉

○事業者の責務

- ・県内で事業活動を行う全ての事業者は必要な措置を講じる義務

○事業者等への支援

- ・県は事業者及び県民に対し、必要な支援を行う。
例）通年：県政出張講座（テーマ「個人情報の保護と活用」）

○苦情の処理のあっせん等

- ・実施機関は苦情処理のあっせんその他必要な措置を講ずる努力義務
- ・苦情相談の総合窓口：県民生活センター、行政経営管理課

○出資法人、指定管理者の個人情報保護

◆次の規定は H29 改正で削除（廃止）

- ・知事による事業者が準拠すべき指針の作成・公表義務
- ・不適正な取扱いを行う事業者に対する調査、助言、勧告及び公表
- ・個人情報取扱業務登録制度

〈苦情処理〉

○実施機関による苦情の適切かつ迅速な処理の努力義務

- ・苦情の受付は、県民情報センター及び担当所属で行う。
- ・苦情処理票への記載

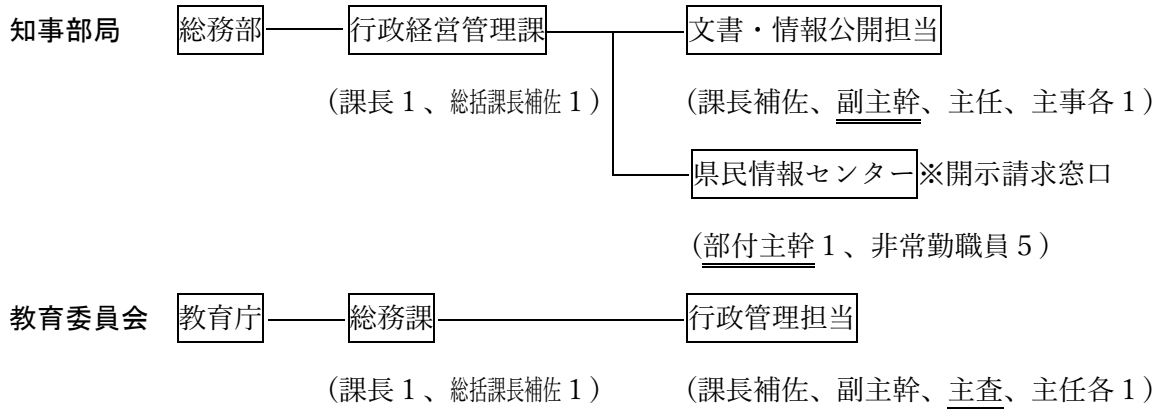
（2）運用実態

条例の施行状況（個人情報取扱事務登録、開示請求等や苦情相談件数等）は、別紙 1 のとおり。

(3) 運用体制

主な実施機関のみ（下線は主担当者）

※県全体の制度所管は行政経営管理課が行っている。



制度所管課（行政経営管理課）は、各所属における個人情報の取扱いや保有個人情報の開示請求・開示決定等に関し、相談・協議、指導、助言等を行う。

(4) 自治体間の連携の状況

個人情報保護施策の企画検討や研修、住民からの相談対応等を、自治体間で共同又は連携して行っていることはない。

2 個人情報保護審議会の取扱い

〈運営状況〉

- 権能
 - ・ 条例の定めるところにより実施機関に対して意見を述べること
 - ・ 諮問に応じ審査請求について調査審議すること
 - ・ 個人情報保護に関する施策その他重要事項について調査審議すること
- 任期 1期2年（再任は4期まで可）
- 委員構成 5人（会長1、会長代理1を互選） ※5人以内の増員可能
 （内訳）弁護士2名、学識経験者（大学教授等*）2名、行政経験者（県幹部職員OB）1名 *現在は、情報工学分野、社会福祉分野から各1
- 近年の開催状況
 - H29年度 3回（条例改正関係、条例に定める意見聴取、施行状況報告等）
 - H30年度 1回（施行状況報告等）
 - R1年度 1回（施行状況報告等）

(1) 審議会の委員選任に係る課題

個人情報保護を専門する有識者が県内に少なく、委員候補者の選定の際に苦慮している。

(2) 個人情報の外部提供等に係る審議会の答申の役割

審議会への意見聴取に係る事務処理の概要は次のとおり。

- ・ 意見を聴く必要があるときは、担当所属が個人情報保護審議会事務局である行政経営管理課に事前に協議の上、書面を提出して行政経営管理課に申し込む（庁内所属に一斉照会する場合あり）。
- ・ 行政経営管理課が上記申込みをとりまとめ、審議会に諮る。通常は諮問・答申の形式をとっていない。※条例改正に係る重要事項については諮問・答申の形式をとる
- ・ 担当所属は、必要に応じ、審議会です務内容について説明を行う。
- ・ 審議会の意見がまとまったときは、行政経営管理課は内容を担当所属に通知するとともに県ホームページに掲載し公表する。
- ・ 担当所属は、審議会での意見を踏まえた上で当該事務を開始する。

3 情報公開制度との調整

情報公開制度との運用の一体性の状況

個人情報保護制度における次の事項については、情報公開制度における場合と同様の運用をしているものが多いため、規定の改正があるときは、内容や時期を合わせるなど調整している。

- ・ 保有個人情報の開示請求や開示決定等に係る事務手続（不開示情報の解釈等、開示決定期限等）
- ・ 開示実施費用
- ・ 開示決定等に対する審査請求に係る事務手続

4 住民との関係

本人情報の開示請求等の対応状況

開示請求等や苦情相談の状況は前記（別紙）のとおり。

5 個人情報の利活用の状況

(1) 非識別加工情報制度の導入状況

制度未導入：山梨県個人情報保護審議会 答申（H29.7.27）

「非識別加工情報の提供制度は、官民を通じたパーソナルデータ（個人の行動・状態に関するデータ）の利活用を図るものとして重要であるが、実際の具体的な運用等において課題が存在することから、引き続き検討を要すると考えられるため、今回の改正を見送ることについて、適当なものと認める。」

(2) その他団体の保有するパーソナルデータの利活用の状況

各所属が所掌する事務において、利用目的の範囲内で必要最小限の個人情報を利用して、目的外の利用及び提供については、個人情報保護条例の目的外利用・提供禁止の例外事項（第10条第2項）への適用に基づいて行われている。

6 国際的な制度調和

国際的動向への対応状況

特に対応はない状況である（外国の事業者に対する個人情報の提供実績は極めて少ない）。

7 企業側のニーズ

企業等から個人情報保護条例に関する相談や要望

企業等から個人情報保護条例に関する相談や要望実績はない状況である。

8 地方自治との関係

非識別加工情報の取扱いや災害時における行方不明者や死者の個人情報の外部提供などについては、法による統一的な規律や運用が必要とされるものとするが、一方でそれぞれの地域の実情を考慮すべき事項がある場合もあるので、法と条例、国と地方の役割については慎重に論議する必要があると考えている。

件名	平成30年度山梨県個人情報保護条例の施行状況について					
内容	○ 平成30年度における個人情報保護条例の施行状況は、次のとおりである。					
	1 実施機関が保有する個人情報の保護					
	(1)個人情報取扱事務の登録件数					
	実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するものについて、個人情報取扱事務登録簿を備え、県民情報センターで一般の閲覧に供している。					
	平成30年度末の個人情報を取り扱う事務の登録件数は1,127件で、前年度から23件増加した(エネルギー政策課「環境家計簿に係る事務」、「緑のカーテンセミナーに係る事務」などによる34件の新規登録、事業完了等に伴う文書保存期間満了による11件の抹消)。					
	登録状況(平成31年3月31日現在)					
	固有事務(各所属が固有に行う事務)		655件			
	共事事務(複数の所属で共通に行う事務)		472件			
	合 計		1,127件			
	(2)開示請求、訂正請求、利用停止請求及び不服申立て(審査請求)の件数の状況					
(ア)開示請求件数						
文書による請求		165件(前年度に比べ19件増)				
口頭による請求		9,680件(// 226件減)				
合 計		9,845件(// 207件減)				
(イ)開示請求、訂正請求、利用停止請求及び不服申立て(審査請求)の件数の推移 (単位:件)						
年 度		H5~22の計	H23	H24	H25	
開 示	文書	402	51	61	121	
	口頭	58,413	9,685	9,735	10,524	
	計	58,815	9,736	9,796	10,645	
訂正請求		2	0	0	0	
利用停止請求		0	0	0	0	
不服申立て(審査請求)		23	0	0	0	
		H26	H27	H28	H29	H30
		148	149	149	146	165
		11,407	11,589	10,190	9,906	9,680
		11,555	11,738	10,339	10,052	9,845
		0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0
		1	0	0	0	0
※ 開示請求の全体件数は、前年度に比べ減少し1万件を下回ったが、文書による開示請求は、前年度比で19件(13.0%)増となった。						

		県民情報センター	地域県民センター	出先機関	独立行政法人	合 計	
文書による請求		86件	4件	1件	74件	165件	
口頭による請求	(担当所属で受付)						
訂正請求		0件	0件	0件	0件	0件	
利用停止請求		0件	0件	0件	0件	0件	

		開 示 請 求				合 計	
		文 書		口 頭			
実施機関の区分		H29	H30	H29	H30	H29	H30
知 事	総合政策部	0	0	—	—	0	0
	県民生活部	0	0	—	—	0	0
	リニア交通局	0	0	—	—	0	0
	総務部	0	1	0	—	0	1
	防災局	0	0	—	—	0	0
	福祉保健部	27	38	23	33	50	71
	森林環境部	0	1	13	15	13	16
	エネルギー局	0	0	—	—	0	0
	産業労働部	1	0	69	50	70	50
	観光部	0	0	—	—	0	0
	農政部	0	0	1	0	1	0
	県土整備部	3	1	—	—	3	1
	出納局	0	0	—	—	0	0
	知事合計	31	41	106	98	137	139
議会		0	0	—	—	0	0
教育委員会		18	12	6,285	6,139	6,303	6,151
選挙管理委員会		0	0	—	—	0	0
人事委員会		1	1	337	302	338	303
公安委員会		0	0	—	—	0	0
監査委員		0	0	—	—	0	0
労働委員会		0	0	—	—	0	0
収用委員会		0	0	—	—	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	—	—	0	0
公営企業管理者		0	0	—	—	0	0
警察本部長		19	37	3,036	2,945	3,055	2,982
地方独立行政法人山梨県立病院機構		75	74	13	31	88	105
公立大学法人山梨県立大学		2	0	129	165	131	165
合 計		146	165	9,906	9,680	10,052	9,845

※ 文書による開示請求は、警察本部への相談記録等に対する開示請求が前年度に比べて17件(89.5%)、児童相談所に対する相談記録に対する開示請求が6件(600.0%)増加した。()内は、対前年度比

※ 口頭による開示請求は、簡易開示が可能である旨告示している67試験のうち、24試験に対してあり、請求件数では前年度より226件(2.3%)の減少となった。

なお、教育委員会への開示請求のうち、5,751件は高校入試結果(除く通信制、支援学校)に対するものであり、受検者総数6,395名の89.9%が請求を行っている。

また、警察本部への開示請求のうち、2,936件は運転免許試験結果に対するものである。

内 容	(3) 開示請求、訂正請求、利用停止請求及び審査請求の処理状況					
	(ア) 口頭による開示請求の処理状況 請求があれば全て全部開示となる。					
	(イ) 文書による開示請求の処理状況					
	① 決定の内訳					
	年 度	全部開示	一部開示	不開示 (うち不存在)	取下げ	合 計
	H30	107件	51件	6件 (6件)	1件	165件
	H29	106件	39件	0件	1件	146件
	② 不開示理由の内訳 (単位：件)					
	不 開 示 理 由 区 分	一 部 開 示	不 開 示	合 計		
	法令秘情報 (第1号)	4	0	4		
請求者の生命、健康等を害する情報 (第2号)	2	0	2			
第三者の個人情報 (第3号)	46	0	46			
法人等情報 (第4号)	0	0	0			
犯罪予防情報 (第5号)	2	0	2			
審議検討情報 (第6号)	1	0	1			
事務事業情報 (第7号)	11	0	11			
不存在	2	6	8			
適用除外	0	0	0			
合 計	68	6	74			
※ 表中の号番号は、条例第16条の各号を表している。事案により複数の不開示理由に該当するものがあるため、合計数は一部開示決定の件数よりも多くなっている。						
(ウ) 訂正請求の処理状況 訂正請求なし。						
(エ) 利用停止請求の処理状況 利用停止請求なし。						
(オ) 審査請求の処理状況 審査請求なし。						
2 事業者が保有する個人情報の保護						
(1) 苦情相談の処理 知事その他の実施機関は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずることとしている。						
(2) 苦情相談に係る処理状況 苦情相談の処理件数は、10件であった。						
※ 主な相談内容 漏えい・紛失、目的外利用、不適正な取得 等						

表 3 個人情報の目的外の利用・提供（条例第 10 条第 2 項第 7 号関係）

類型事項

	類 型	目的外に利用・提供する理由
1	<p>公募して行うコンクールや懸賞等の入賞者等の個人情報を報道機関等に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公募して行うコンクールや懸賞等の結果は、慣行として入賞者等の氏名等が公表されることが前提とされている場合が多く、入賞者等の個人情報の提供は、応募者の予測の範囲内であり、また、社会通念上本人の利益になる場合が多い。
2	<p>実施機関の説明責任を果たすため、関係者や実施機関の職員等の個人情報を報道機関等に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象となる個人情報の内容と実施機関の行政上又は監督上の責任とを比較衡量した上で、関係者や実施機関の職員等の個人情報を提供することが公益上必要な場合がある。
3	<p>実施機関の組織や職員の体制等を明らかにするため、職員や委員等の個人情報を提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政の透明性や県民の利便を図るため、実施機関の職員や審議会等の委員等の個人情報を提供することが必要な場合がある。
4	<p>民間団体等が表彰等の事務を行うに当たり、当該民間団体等に対し、当該表彰等の事務に必要な範囲内で提供する場合 ただし、表彰等の事務に公益性がある場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 表彰等の事務において、候補者の情報を本人から直接取得することは、本人に予断を与えることとなるなど事務の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある。このため、民間団体等が実施する表彰等については、必要な範囲内で当該民間団体等に提供することが必要な場合がある。
5	<p>民間団体等が委員等の選定の事務を行うに当たり、当該民間団体等に対し、当該選定の事務に必要な範囲内で提供する場合 ただし、委員等の選定事務に公益性がある場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員、講師、指導者、助言者等の選定において、候補者の情報を本人から直接取得することは、本人に予断を与えることとなるなど事務の公正かつ円滑な運営に支障を生ずるおそれがある。このため、民間団体等が実施する事務事業に係る委員等の選定については、必要な範囲内で当該民間団体等に提供することが必要な場合がある。
6	<p>事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、次に掲げるもの（公にすることにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除く。）を提供する場合 ①業種、事業内容、②事業所の名称（屋号）、所在地、電話番号、③事業者の氏名、④許可番号（指令番号）、許可年月日、許可期間満了日その他これに類するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の当該事業に関する情報について、県民が情報公開制度を利用せずこれを入手できるようにすることは、行政サービスの向上又は行政運営の効率化など社会一般の利益を図るために必要である。 ・ 事業を営む個人の当該事業に関する情報のうち、左の①から④までに掲げるものについては、情報の内容又は性格に照らし、これを利用目的以外の目的のために提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる。

個別事項

No.	内 容	目的外に利用・提供する理由
1	<p>旧軍人軍属の軍歴に関する情報を供養・慰霊等の目的や恩給・年金等の請求の目的のために申請する遺族に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧軍人軍属の軍歴については、県が保有している兵籍簿以外のものから取得することが困難であるため、死没者の供養・慰霊等の目的や恩給・年金等の請求の目的のために申請する遺族に提供することが必要な場合がある。 ただし、死没者の供養・慰霊等や恩給等請求の目的達成のために必要と認められる情報に限り提供することとし、病歴等死没者の供養・慰霊等に直接関係しない情報や刑罰記録等本人の名誉を傷つけるおそれのあるものは提供しない。
2	<p>山梨県悪性新生物登録事業（地域がん登録事業）において取得した人口動態調査死亡票（写し）に記録されているがん患者の死亡情報（死亡した人の氏名、性別、生年月日、生前住所、死亡年月日、死亡の原因等）を民間の届出医療機関（当該がん患者の診断又は治療等に関する情報をがん届出票により県に届け出た医療機関を指す。）に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 届出医療機関からの求めに応じて死亡情報を提供することにより、今後のがん診療、研究等に活用され、院内がん登録やがん医療の均てん化に繋がるとともに地域がん登録の届出を促すこととなるため、公益上の必要があると認められる。
3	<p>森林計画図簿に記載された森林所有者氏名、森林の地番及び当該森林に係る樹種、蓄積等の情報を集約化経営の意欲、能力を有し、個人情報保護に関する取扱を定めている林業事業体に提供する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> 経営の集約化を主とした森林経営計画の作成及び集約化に必要な森林所有者への受委託契約の働き掛けを促すことにより、効率的な森林施業の推進に寄与するという公益上の必要性があると認められる。
4	<p>臓器移植法に基づく臓器移植の対象となる児童に関する情報のうち次に掲げるものを、臓器を提供しようとする医療施設に提供する場合 ①当該児童についての虐待相談としての対応記録の有無とその期間、②当該児童のきょうだいの虐待相談としての対応記録の有無とその期間、③当該児童のきょうだいについての不審死並びに乳幼児突然死症候群（疑い含む）に関する情報の有無、④当該児童の保護者についての覚醒剤や麻薬などの違法薬物の使用に関する情報の把握の有無とその時期、⑤当該児童の家庭におけるDV情報の把握の有無とその時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待が行われている場合には、それらの事実の有無を当該児童の家族等に確認したとしても、客観的な情報の入手は困難と認められる。このため、臓器を提供しようとする医療施設に対して、児童相談所における当該児童の児童虐待相談記録等の情報を提供することにより、虐待をした親等が証拠隠滅を図るために臓器提供に同意することを防ぎ、臓器移植法に基づく、公正かつ適切な臓器提供が達成されるという公益が認められる。